

庁議（令和6年2月16日）結果について

- 1 開催日 令和6年2月16日（金）
- 2 場所 持ち回りによる
- 3 出席者 市長、今井副市長、津田副市長、教育長
市長室長、企画政策部長
- 4 説明者 総務部長
- 5 付議事項
(1) 平塚市一般職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（案）について

概要	<p>1 改正理由 災害応急作業等手当を支給するため、必要な規定を整備する。</p> <p>2 災害応急作業等手当の対象となる主な作業 (1) 巡回監視、応急作業 ア 地震や豪雨により決壊が生じる恐れのある河川の堤防等（決壊により重大な影響を及ぼすものに限る）で行う巡回監視、応急作業 イ 地震や豪雨により決壊が生じた河川の堤防等（決壊により重大な影響を及ぼしたのものに限る）で行う巡回監視、応急作業 ウ 地震や豪雨により通行が禁止・制限された区間内の道路や、その周辺で行う巡回監視、応急作業 ※いずれも現に豪雨が継続している場合、余震の可能性のある場合の作業に限る (2) 災害対応に係る業務 ア 地震や豪雨により重大な被害が発生した地域で行う災害対応に係る業務で心身に著しい負担を与えると市長が認めるもの</p> <p>3 支給額（日額） 巡回監視 710円、応急作業等 1,080円、災害対応に係る業務 840円 （市長が定める大規模な災害に係る作業に従事した場合は全て1,080円） ※日没から日出までの間に作業があった場合は50%加算 ※法令等により立入禁止等の措置がなされた区域での作業は100%加算 ※当該作業に従事した時間が4時間未満の場合は支給額の60%とする ※同日に別の特殊勤務手当が支給される業務に従事したときは、一部を除きいずれか多い額の手当を支給する</p> <p>4 施行日 公布の日（令和6年1月1日から適用）</p>
結果	審議の結果承認された。

以上